

堺市監査委員公表第 20 号

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき令和 6 年 2 月 22 日に監査委員
に提出された住民監査請求について、監査委員の合議によりその結果を下記の
とおり決定したので、同条第 5 項の規定に基づき公表する。

令和 6 年 4 月 22 日

| | | | |
|--------|---|---|---|
| 堺市監査委員 | 原 | 繭 | 子 |
| 同 | 澤 | 由 | 美 |

住民監査請求に係る監査結果

(令和6年2月22日請求)

<政務活動費の返還請求について>

目 次

堺市監査委員公表第20号

〈監査の結果〉

〈理由〉

| | | |
|----|----------------|-----|
| 第1 | 監査の請求 | P 1 |
| 1 | 請求人 | P 1 |
| 2 | 監査請求書の提出 | P 1 |
| 3 | 監査請求書の記載内容 | P 1 |
| 第2 | 監査の実施 | P 4 |
| 1 | 要件審査及び請求の受理 | P 4 |
| 2 | 請求人の証拠の提出及び陳述 | P 4 |
| 3 | 監査対象部局 | P 4 |
| 4 | 監査対象部局からの事情聴取等 | P 4 |
| 5 | 関係人調査 | P 6 |
| 第3 | 監査の結果 | P 8 |

記

〈監査の結果〉

本件監査請求をいずれも棄却する

〈理由〉

第 1 監査の請求

1 請求人

1 名（氏名は省略）

2 監査請求書の提出

令和 6 年 2 月 22 日

※ 同年 2 月 28 日及び 3 月 1 日に請求人より「補正書」の提出があったことから、後記 3 には補正後の請求内容を記載

3 監査請求書の記載内容

第 1 監査請求の趣旨

「自由民主党 西村昭三議員」（以下「西村議員」という。）が令和 4 年度の政務活動費の内、人件費、事務所費、駐車場代、事務費、自動車リース料、ガソリン代に支出した 900,209 円は後援会、政党活動、選挙活動、個人活動のための支出であり違法である。よって、監査委員は、堺市長に対し、政務活動費として支出した額 900,209 円の返還請求を行うことを勧告するよう求める。

第 2 監査請求の理由

西村議員が代表を務めている後援会事務所及び政党支部は以下である。政治資金収支報告書、政務活動費の事務所（使用）状況報告書から判断し全て同じ事務所を使用している。この事実を基に監査請求理由を述べる。

①西村昭三後援会

住所：堺市堺区大浜南 2-2-16

代表者：久保照男

事務担当者：A

②自由民主党大阪府堺市第十三支部

住所：堺市堺区大浜南 2-2-16

代表者：西村昭三

事務担当者：A

③自由民主党堺市堺区支部

住所:堺市堺区大浜南 2-2-16

代表者:西村昭三

事務担当者:B

1 理由

1-1 人件費

政務活動費の人件費として、按分率 100%として 1,029,600 円を支出している。事務員は 1 名:A さんである。

しかし、令和 4 年度 西村昭三後援会 収支報告書によれば人件費として 352,968 円が経費計上されている。事務員は 1 名:A さんである。政務活動費と後援会活動費から同じ事務員に給与が支出されており、重複している。

重複して支払われている人件費、352,968 円は違法に支出されており返還を求める。

1-2 事務所費（駐車場代）

政務活動費の駐車場使用要領によれば契約車両はティアナという車両となっている。また、自動車リース契約書によればリース車両はクラウン 2500HYBRID となっている。政務活動費からは個人使用車両の駐車場代への支出は認められていないことから駐車場代への支出、101,424 円は違法に支出されており返還を求める。

1-3 事務所費、事務費

政治資金収支報告書によれば、自由民主党堺市堺区支部の事務所費として 152,194 円、西村昭三事務所の事務所費として 351,724 円が支出されている。

政務活動費からは按分率を 80%として支出しているが、政治資金収支報告書での支出額で計算を行うと按分率は 61%となる。

そのため、政務活動費から重複した金額が支払われており、不適切である、不当に支払われた 245,208 円の返還を求める。

また、同様の按分率 80%で支出している事務費（電気・固定電話・水道）に関しても、61%とするのが適正であり、不当に支払われた 83,374 円の返還を求める。（なお、携帯については、次の議員の HP の活動報告により 60%で計算している。）

1-4 自動車リース、ガソリン代

車両のリース費、ガソリン代は政務活動費から按分率を 70%として支出されている。政務活動以外として私的使用と記載があるが、政党

活動、後援会活動での使用が不明確であるため、議員のHPの活動報告が日報のように記載されていたため、議員の活動状況を分類しその比率を計算で按分率の根拠とした。

その計算結果からは55%が議員の政務活動となったが、議員の政務活動記録との誤差なども考慮し60%と判断した。

そのため、政務活動費から按分率を70%で支出された金額との差分、117,235円の返還を求める。(事実証明:西村議員活動状況)

| No. | 経常科目 | 返還金額 |
|-----|--------------|----------|
| 1 | 人件費 | ¥352,968 |
| 2 | 事務諸費 | ¥101,424 |
| | 駐車場 | |
| | 事務所 | ¥245,208 |
| 3 | 携帯、事務費 | ¥83,374 |
| 4 | 自動車リース、ガソリン代 | ¥117,235 |
| | 合計 | ¥900,209 |

「堺市議会政務活動費の交付に関する条例」

第5条の3 政務活動費は、次の各号に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 交際費
- (2) 選挙活動経費
- (3) 政党活動経費
- (4) 後援活動経費
- (5) 私的活動経費

本件支出は上記各号に該当するため、政務活動費を充ててはならない経費である。

2 請求額

計 ¥900,209円

※事務担当者名を「A」及び「B」と記したほかは、原則として原文のとおり。なお、事実証明書類の掲載は省略した。

第2 監査の実施

1 要件審査及び請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を具備していると認め、令和6年3月6日にこれを受理することを決定した。

なお、信貴良太監査委員、小堀清次監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥となった。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 証拠の提出

提出期限を令和6年3月22日として新たな証拠の提出を求めたが、提出はなかった。

(2) 陳述の実施

請求人から陳述を希望する旨の申出があったことから、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和6年3月22日に請求人に対し陳述の機会を設けた。陳述は、堺市役所高層館19階・監査室において行われ、代理人が出席し、請求内容を補足するための説明が行われた。

3 監査対象部局

財政局（財政部 財政課）、議会局（政策総務課）

※令和6年度での名称で記載している。

4 監査対象部局からの事情聴取等

本件について、令和6年3月6日に市長に対して請求に係る意見書の提出を求めた。また、同年6年3月22日、堺市役所高層館19階・監査室において、監査対象部局の職員から、本件請求に関する事実及び意見について事情を聴取した。

それらの概要は以下のとおりである。

(1) 事情を聴取した者

（財政局）財政局長、財政部長、財政課長ほか

（議会事務局）議会事務局長、議会事務局次長、総務課長ほか

※「4 監査対象部局からの事情聴取等」においては、事情聴取した令和5年度での名称で記載している。

(2) 本件請求に関する市長等の意見

ア 請求人が違法であると主張する西村昭三議員（以下「西村議員」という。）の支出については、同議員の説明により、堺市政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）第5条第3項に該当しないと考えられる。

イ 人件費について、議会事務局では、政務活動費で事務員を雇用されている場合、雇用状況報告書により業務の内容や人件費の按分率などを確認している。西村議員は、事務員に対して、午前9時から午後3時まで政務活動に関する業務に従事させており、政務活動費から月額8万5,800円を給与として支出している。収支報告書の提出を受けた際の確認時に、議会事務局から政務活動以外の業務に従事していないかを問い合わせたところ、「政務活動以外の業務は、政務活動での雇用時間外に行っている。」と回答を受けている。

ウ 事務所費（駐車場代）について、議会事務局では、駐車場代の支出については、運用指針に基づき駐車場使用要領（駐車場の契約書）を確認している。本件は、駐車場使用要領（駐車場の契約書）において、使用期間が満了する日の1ヵ月前までに書面による申し出がないときは、同一条件で契約が自動更新される契約となっており、同契約満了後においても、契約内容の変更なく期間が更新され、車名は当初契約時のティアナのままとされている。ご指摘の点について、議会事務局では、令和元年度の自動車リース開始時から毎年、保管場所使用承諾証明書の提出を受け、駐車場に保管している車両はクラウンであることを確認している。

エ 事務所費、事務費について、政務活動費の支出にあたっては、運用指針6ページ(3)①に記載のとおり取り扱うこととなっている。事務所にかかる経費については、事務所（使用）状況報告書を作成し、事務所の専有面積や従事時間など、政務活動の全体に占める比率で按分することとなっている。西村議員の事務所にかかる経費については、事務所（使用）状況報告書に記載のとおり、政務活動に要した時間割合に基づいて按分率を80%とされている。

オ 自動車リース料、ガソリン代について、政務活動費の支出にあたっては、運用指針6ページ(3)①に記載のとおり取り扱うこととなっている。西村議員は、自動車リース料及びガソリン代の支出にあたり、私的使用分を除く政務活動に要した時間割合に基づいて按分率を70%とされている。按分割合については、運用指針で「会派又は議員において、それぞれの状況に応じて適切に判断するもの」とされていることから、

議員が活動実態に応じて判断したものと考えている。

5 関係人調査

(1) 文書による質問及び回答について

令和6年3月6日に、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、本件住民監査請求に係る関係人である西村議員に対し、請求人の主張に対する考え及び請求人の示す政務活動費（以下「本件政務活動費」という。）について、政務活動費を充てることができる経費に該当するという明確な説明ができるか文書で回答を求めたところ、同年6月3月15日に次のような趣旨の文書回答があった。

ア 人件費について、「政務活動の事務員はAの1人だけです。西村昭三後援会（以下「後援会」という。）の事務もほぼ、Aがしておりますが、2022年は2日だけ他の方に手伝って頂くことができました。時間・給与を分けて政務活動・後援会活動の事務をしておりますので、特に按分の必要はないと判断しております。政務活動の人件費は政務活動費から支払い、後援会活動の人件費は後援会から支払っておりますので、重複して支払われている人件費は、一切ございません。」との回答があった。

※ 西村議員からは、挙証資料として後援会活動等の事務補助に係る出勤簿及び報酬支払の領収書の写しの提出を受けた。

イ 事務所費（駐車場代）について、「ティアナを所持していた時に、駐車場契約を致しました（約12年前より）。クラウンをリースした際にティアナは処分しております。駐車場管理会社に、登録車種変更を依頼致しましたが、管理会社より、契約者が変更なければ駐車場使用要領（駐車場の契約書）はそのままお使い下さいとのことで、変更してもらえませんでした。クラウンで登録をしなければ車庫証明が取れません。クラウン以外の車がとまっていることは、ほぼありません。」との回答があった。

※ 西村議員からは、挙証資料として「保管場所使用承諾証明書」の写し（車名の黒塗りのないもの。令和元年6月20日作成）の提出を受けた。

ウ 事務所費、事務費について、「自由民主党堺市堺区支部の事務所費は家賃・光熱費・電話代等には一切使っておりません。後援会事務所の事務所費も重複はしておらず、政務活動費の按分は、80%であります。携帯につきましても、同じく按分は80%であります。HPでの活動内容もほぼ政務活動と思っています。例えば、剣道クラブの見学・空手の鏡開き

等は健全育成の面からも必要ですし、子育て世帯からの陳情をお受けすることもあります。市民の集まるところに行けば、陳情をお預かりすることが多いです。また、堺市の歴史や伝統文化を知り、継承するための視察として訪問、また、市主催の行事も参加しております。色々な側面から物事を捉えることが大切だと考えております。」との回答があった。

※ 西村議員からは、挙証資料として、自由民主党堺市堺区支部及び後援会のそれぞれの令和4年分政治資金収支報告書に記載の「事務所費」に係る領収書等の提出を受けた。

エ 自動車リース料、ガソリン代について、「車両リース代・ガソリン代ですが、個人的な用事で使用することはほぼございません。遠出をすることもありません。クラウンの走行距離は、約5年で17200Kmです。又、政党活動として、自民党本部へ参る時も、駐車場が高いため、電車を使用していることがほとんどです。後援会活動として、乗車することもほぼございません。自転車を使用することもございます。先(前記ウ)にも述べましたようにHPの活動内容も政務活動が80%以上を占めています。按分率70%で十分かと思えます。」との回答があった。

オ 以上のとおり、前記アからエについては、政務活動費を充てることのできる経費に該当するという明確な説明ができるとの回答があった。

(2) 対面による聴き取りについて

令和6年3月22日に、堺市役所高層館19階・監査室において、西村議員に対し、聴き取り調査を行った。文書回答の内容等について確認したところ、次のような趣旨の回答があった。

ア 政務活動の事務補助に係る報酬及び後援会活動等の事務補助に係る報酬について、従業員負担分の所得税や社会保険料の支払は、どのように処理をされているのかという質問に対しては「従業員負担分は、A事務員が、自ら支払っている」との回答があった。

イ 議長に提出している政務活動に係る「事務所(使用)状況報告書」の「他用途との兼用」欄において、「後援会事務所」に加えて「政党活動事務所」にもチェックを入れている理由についての質問に対しては、「後援会活動、政党活動の仕事は、ほとんどない状態ではあるが、明確に、政務活動、後援会活動という境目が難しいところもあり、後援会活動の方にも政党活動の方にもチェックを入れている。」との回答があった。

第3 監査の結果

1 本件の監査対象事項

住民監査請求書の記載から、請求人は、本件政務活動費は、違法に支出されたものであるとして、監査委員が市長に対し返還請求権を行使させるなど、必要な措置を講ずるよう勧告することを求めている。

以上のことから、本件政務活動費は違法不当に支出されたものかどうか、その結果、市長は西村議員に返還請求等をすべきかどうかを監査対象事項とした。

2 政務活動費の制度について

(1) 政務活動費の規定について

ア 地方自治制度において対等の立場で相互のチェック・アンド・バランスにより行政運営を行う首長と議会の関係からすると、議事機関である議会や議員の活動は、執行機関である首長の支配、干渉を受けないことが保障されなければならない。よって、地方議会の活性化のために議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図る観点から制度化された政務活動費の使途については、会派や議員の自主的な判断に委ねられ、一定の裁量が認められていると考えられる。

イ 一方、政務活動費が公金であることを踏まえ、地方自治法第100条第15項で「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するもの」とされ、同条第16項で「議長は、(中略)その使途の透明性の確保に努めるものとする」とされるなど、使途の透明性の確保が求められている。

ウ 条例においては、(ア) 政務活動費は、本市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として議会における会派(所属する議員が1人の場合を含む。)又は議員に対して、議員1人当たり月額28万5,000円が交付されること(条例第1条、第2条、第3条第1項及び堺市議会政務活動費の交付の特例に関する条例)、(イ) 会派及び議員は、政務活動費を、調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に充てることができるものとし、交際費、選挙活動経費、政党活動経費、後援会活動経費、私的活動経費に充ててはならないこと(条例第5条第1項、第2項及び第3項)が規定されている。

エ そして、政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者並びに議員は、同条例施行規則で定める様式により、前年度の交付に係る政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、その支出に係る領収書の写しその他の証拠書類の写しとともに、毎年5月10日までに議長に提出しなければならない（条例第7条第1項及び第2項）、議長は速やかにその写しを市長に送付しなければならない（条例第7条第4項）とされている。

オ 市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額からその年度において第5条に定める政務活動に充てることのできる経費として支出した総額を控除して残余の額がある場合は、当該額に相当する額の政務活動費の返還を当該会派又は議員に命じなければならない（条例第8条第1項）とされている。

また、市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員の政務活動費の使途が、条例第5条の規定に明らかに違反していると認める場合は、当該違反して支出された額に相当する額の政務活動費の返還を当該会派又は議員に命じなければならない（条例第8条第2項）とされている。

カ さらに条例及び同条例施行規則だけでは政務活動費を充てることのできる範囲の定義があいまいであるため、議会は、自主的に運用のルールとして「政務活動費の運用指針」（以下「運用指針」という。）を定めている。

運用指針では、「政務活動及びその経費の範囲の基本指針」として、①政務活動費執行にあたっての原則（会派又は議員の各々の責任において適切に取り扱う）、②実費支出の原則（政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであることから、社会通念上妥当な範囲であることを前提とした上で、政務活動に要した費用の実費に充当する）、③按分の考え方として、按分による支出の原則（議員活動は、多面的であり、各々の活動を明確に区分することは困難であることから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適切であることが明らかな場合は、政務活動に要した部分の時間割合や面積割合等に基づき按分を行うことが必要となり、按分割合については、会派又は議員において、それぞれの状況に応じて適切に判断するものとする）との3原則を定めている。

(2) 違法性の判断基準

これまでに述べた地方自治法、条例、制度趣旨に鑑みると、政務活動に充てることができる経費の範囲については、第一義的には、交付を受けた各会派及び各議員の自律的判断に委ねるべきものであるところ、政務活動費の解釈及び実務上の運用を明確化し、その使途の適正を確保するために、議会自らが全会派及び全議員が遵守すべきものとして運用指針を定めていることから、政務活動費の支出の適法性については、当該運用指針に適合するか否かにより、判断することになる。

そして運用指針は、使途の透明性の確保と議員の自由な調査活動及び基盤の充実を図るという制度趣旨を両立する観点から、一般的な議員の活動実態を踏まえた上で、各議員が議長に提出すべき収支報告書等の様式及び証拠書類等を具体的に定めたものと解される。

このことから、各政務活動費の充当について①所定の様式及び証拠書類等が議長に提出されており、②按分率の根拠等を含め所定の記載がある場合で、③その適法性に係る議員の説明が社会通念上、妥当なものであるときには、運用指針に適合する充当が行われたものと推認される。

一方、所定の様式及び証拠書類等の提出がない場合や所定の記載がない場合には、運用指針に適合しないものとして、その充当が適法であることについて議員に厳格な立証責任が課されるものとする。

3 本件政務活動費についての検討

(1) 検討の対象

本件政務活動費として、西村議員が、政務活動費として支出した人件費、駐車場の賃借料、事務所の賃借料・事務費、自動車リース費用・ガソリン代を検討の対象とし、これらの経費について政務活動費の充当が認められるものか否かについて判断する。

(2) 人件費について

ア 事実関係の整理

前記「第2 監査の実施 5 関係人調査」に概要を記載したが、西村議員からの提出を受けた文書回答及び挙証資料等により、次のことを確認した。

(ア) A 事務員は、議員の事務所において、政務活動の事務補助として主に週に4日、9時～15時まで従事していること。(政務活動に係る出勤簿により確認)

(イ) A 事務員は、後援会活動及び政党活動（以下「後援会活動等」とい

う。)に係る事務補助を、政務活動の事務補助に従事している時間以外(主に政務活動の事務補助に係る勤務時間外の15時～17時の時間帯)に行っていたこと。(後援会活動等に係る出勤簿により確認)

(ウ) A事務員に対する後援会活動等の事務補助に係る報酬は、政務活動費を充当している102万9,600円とは別に、後援会から33万6,000円が支払われており、支出面において政務活動費との混在はなかったこと。(領収書により確認)

(エ) 後援会の令和4年分政治資金収支報告書に記載の人件費35万2,968円の内訳は、前記(ウ)の33万6,000円と、年末に行った書類送付事務の補助者2人分に対する報酬1万6,968円であったこと。

イ 請求人の主張に対する判断

(ア) 監査請求書及び事実証明書等から解釈すると、請求人は、後援会及び自由民主党大阪府堺市第十三支部のそれぞれの令和4年分政治資金収支報告書の事務担当者欄に、政務活動の事務補助を行っているA事務員の氏名が記載されていたこと、また、後援会の令和4年分政治資金収支報告書に人件費35万2,968円が記載されていたことから、A事務員に対して政務活動費から支出(充当)している人件費102万9,600円には、後援会活動及び政党活動の人件費が含まれていると推測し、そのことを前提に、A事務員の人件費全額を(按分率100%により)政務活動費から支出(充当)とすることは違法であると主張している。

(イ) しかし、前記ア(イ)及び(ウ)のとおり、A事務員には、政務活動費を充当している102万9,600円とは別に、後援会活動等の事務補助に係る報酬として後援会から33万6,000円支払っていることが確認されたことにより、政務活動の人件費において後援会活動等との混在がなかったことが明らかになったことから、請求人の主張はその前提を欠くことになる。

(ウ) したがって、人件費への政務活動費の充当について運用指針に適合していないとは認められない。

(3) 駐車場の賃借料について

ア 事実関係の整理

前記「第2 監査の実施 5 関係人調査」に概要を記載したが、西村議員からの提出を受けた文書回答及び挙証資料等により、次のことを確認した。

(ア) 西村議員は、政務活動に使用する車両の駐車場として「堺大浜南

町住宅駐車場」を賃借しているが、駐車場使用要領（当該駐車場の賃貸借契約書：平成 28 年 10 月 13 日締結）に契約車両として記載されている「ティアナ」は、平成 28 年当時には使用していたものではあるが、令和元年 6 月頃に処分し、同月から、政務活動に使用する車両として「クラウン 2500HYBRID」をリース契約により使用していること。

(イ) 西村議員は、令和元年 6 月 20 日に警察署長に「保管場所使用承諾証明書」を提出しているが、黒塗りのない当該証明書を確認したところ、「4 その他」欄に「クラウン」との記載があったことから、令和元年 6 月から当該駐車場に駐車している車両は、「クラウン 2500HYBRID」であること。

イ 請求人の主張に対する判断

(ア) 監査請求書及び事実証明書等から解釈すると、請求人は、駐車場使用要領（駐車場の賃貸借契約書）に、契約車両として「ティアナ」と記載されている一方で、自動車リース契約書にはリース車両として「クラウン 2500HYBRID」が記載されていることから、「ティアナ」は政務活動費が充当できない、議員が個人所有する車両であると推測し、そのことを前提に、駐車場の賃借料への政務活動費の支出（充当）を違法であると主張している。

(イ) しかし、前記アのとおり、駐車場使用要領（駐車場の賃貸借契約書）は、平成 28 年 10 月に作成されたものであり、契約車両として記載されている「ティアナ」は、平成 28 年 10 月当時、使用していたものの、令和元年 6 月から「クラウン 2500HYBRID」を使用していることが、前記「保管場所使用承諾証明書」等により、明らかになったことから、請求人の主張はその前提を欠くことになる。

(ウ) したがって、駐車場の賃借料への政務活動費の充当について、運用指針に適合していないとは認められない。

(4) 事務所の賃借料・事務費について

ア 事実関係の整理

前記「第 2 監査の実施 5 関係人調査」に概要を記載したが、西村議員からの提出を受けた文書回答及び挙証資料等により、次のことを確認した。

(ア) 後援会の令和 4 年分政治資金収支報告書に記載の事務所費 35 万 1,724 円について、その内訳は、政務活動を行っている同じ事務所（201 号室、501 号室）の賃借料総額のうちの 20%である 25 万 8,720

円であったこと、残りの金額は、後援会の通信費として支出した費用 8 万 7,724 円、案内板設置のために支出した費用 5,280 円であったこと。(領収書により確認)

- (イ) 自由民主党堺市堺区支部の令和 4 年分政治資金収支報告書に記載の事務所費 15 万 2,194 円について、その内訳は、チラシ折込配布料として支出した費用 4 万 6,200 円、会場費として支出した費用 4 万 2,700 円などであったこと。これにより政務活動を行っている事務所(201 号室、501 号室)の賃借料は含まれていなかったこと。(領収書により確認)

イ 請求人の主張に対する判断

- (ア) 監査請求書及び事実証明書等から解釈すると、請求人の主張は次のとおりに整理される。

a 後援会及び自由民主党堺市堺区支部のそれぞれの令和 4 年分政治資金収支報告書に記載されている事務所費 35 万 1,724 円及び 15 万 2,194 円の合計金額全額 50 万 3,918 円については、その全額が、政務活動を行っている同じ事務所(201 号室、501 号室)の賃借料であると推測される。

b そして、上記賃借料の合計 50 万 3,918 円は、同事務所の賃貸借契約上の賃借料総額 129 万 3,600 円の 39%にあたる。

c このことから、政務活動費として充当できる賃借料の按分率は、61%である。

d しかし、西村議員は、政務活動費に係る賃借料を按分率 80%により充当しているため、按分率 61%で計算した金額との差額 24 万 5,208 円が不適切な政務活動費の支出(充当)であり、市に返還すべきである。

e また、その他の事務費(電気代、水道代、固定電話代)も、事務所の賃借料と同じく 61%で按分すべきであるから、西村議員が充当した按分率 80%との差額も、不適切な政務活動費の支出(充当)であり、市に返還すべきである。

- (イ) しかし、前記アのとおり、後援会及び自由民主党堺市堺区支部のそれぞれの令和 4 年分政治資金収支報告書に記載されている事務所費の計上額には、通信費、案内板設置費用、チラシ折込配布の費用、会場費として支出した費用など、事務所における様々な経費も含まれていることが確認されるとともに、賃借料部分においては、同事務所の契約上の賃借料総額に対して按分率 20%の 25 万 8,720 円を計上していることが確認された。この賃借料に、政務活動費計上分 80%

の賃借料 103 万 4,880 円を合計すると 129 万 3,600 円となり、賃貸借契約上の賃借料総額と一致する。

以上のように賃借料の混在・重複計上がないことが明らかになったことから、請求人の主張はその前提を欠くことになる。

(ウ) したがって、事務所の賃借料・事務費への政務活動費の充当について、運用指針に適合していないとは認められない。

(5) 自動車リース費用・ガソリン代について

ア 請求人の主張に対する判断

(ア) 請求人は、西村議員のホームページに掲載されている活動記録をもとに、一日単位で政務活動と政務活動以外の活動（後援会活動、政党活動、個人活動）とに択一的に分類し、全ての活動日数に占める政務活動を行った日数の割合が 55%であったことを理由に、誤差を考慮した上で、自動車リース費用及びガソリン代について政務活動費が充当できる経費は按分率 60%であり、それを超える部分を違法であると主張している。

(イ) これに関連し、請求人が主張するように、西村議員のホームページに掲載された活動記録が、自動車リース費用等の支出に係る按分率の算定根拠になり得るのかについて検討する。

(ロ) この点、インターネットのホームページへの掲載は、公に発信することが前提となっているため、通常、その発信する内容を吟味し、取捨選択することが考えられることや、一日に掲載できるトピックや文字数などの制約を考慮すると、当該活動記録は議員の多岐にわたる活動のうちの一部を編集し、掲載したものにすぎないと考えられる。

(ハ) 以上のことから、当該活動記録は、リース自動車の使用に係る政務活動費充当の按分率の根拠資料として利用できる性質のものではないと考える。よって、請求人が主張する当該活動記録に依拠した按分率には、根拠がないと言わざるを得ない。

(ニ) 一方、西村議員については、運用指針に従い、所定の様式及び自動車リース契約書や支払い事実が確認できる書類を含めた証拠書類の写しを議長に提出しており、その記載内容についても按分率の根拠等を含め所定の記載がなされていた。また、前記「第 2 監査の実施 5 関係人調査の(1)ウ及びエ」に記載のとおり主張しているが、このことについて格別、不合理な点は見受けられない。

(ホ) したがって、自動車リース費用・ガソリン代への政務活動費の充当

について、運用指針に適合していないとは認められない。

4 結 論

以上のことから請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件政務活動費が違法不当に支出されたものとは認められないから、この主張に基づく措置についても理由がない。

よって、監査の結果のとおり決定する。